

## フォトニクスセンター共用装置運営方法改正説明会

日 時 : 2018年3月28日(水)13:00~14:00

場 所 : フォトニクスセンターRm213

参加対象: メンバー研究室 教職員

内 容 :

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 運用方法の変更について    | 資料1 |
| ② 共用装置利用申請書について  | 資料2 |
| ③ 共用装置利用に関する注意事項 | 資料3 |
| ④ 消耗品費徴収について     | 資料4 |
| ⑤ 利用料徴収について      | 資料5 |
| ⑥ 利用料支払金額例       | 資料6 |

<別添資料>

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項  
フォトニクスセンター共用装置一覧

お問い合わせ先

ご質問等ございましたら下記までご連絡ください。

フォトニクスセンター技術職員 西山、音野

TEL : 06-6879-4103 (内線 4103)

e-mail : parc\_tech@parc.osaka-u.ac.jp

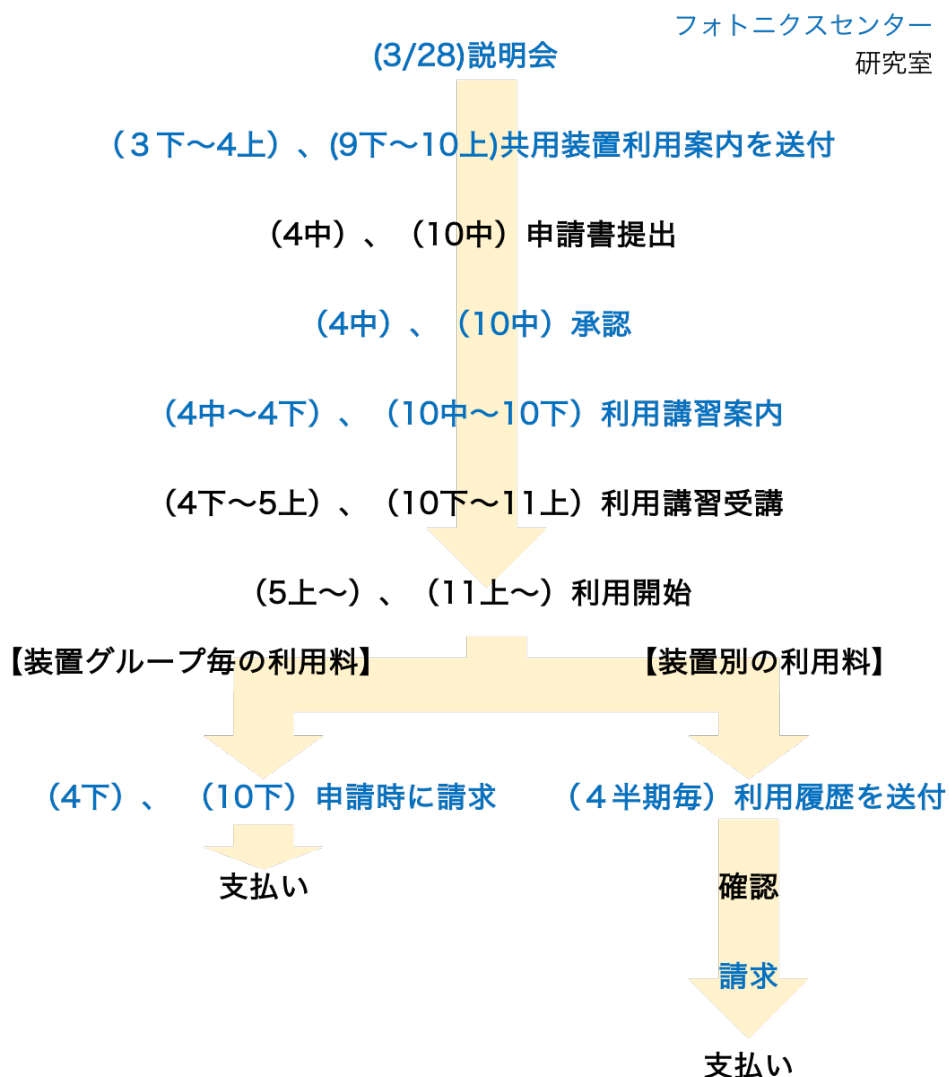
## 運営方法の変更について

フォトニクスセンターの管理・運営体制の変更に伴い、2018年4月より共用装置に関して下記の通り運営方法を変更する。

### 1. 運営の変更点

	2018年4月以降	現状
利用申請	年2回(4月、9月頃)、研究室毎に申請書を提出	利用者が利用を希望した時に申請書を提出
利用講習	上記の利用申請書提出時期に合わせて装置毎にメーカーもしくは担当教職員による講習会を実施	利用申請書毎に実施
利用料・消耗品費	徴収する	徴収なし

### 2. スケジュール



## フォトニクスセンター共用装置利用申請書

申請日 年 月 日

大阪大学フォトニクスセンター長 殿

貴センターの共用実験室・実験装置の利用について、下記の通り申請します。

「フォトニクスセンター実験室利用規約」、その他規約を遵守し、フォトニクス関連製品の研究・開発にのみ使用し、また研究に関しての情報等について、一切の守秘義務を遵守します。

所属（研究室名/社名）	大阪大学 ○○研究室		
申請責任者（*1）	（氏名） 阪大 太郎	（職名）	教授

装置名(*2)	3Dプリンター
利用目的	*上記装置を用いることで、どのようにフォトニクス関連製品の研究・開発に役立つのか具体的にお書きください  ○○の研究開発において、○○の試作を行う必要があり、同装置を用いて試作品を作成する。

利用希望者						
(*3)	氏名	職名/学年	E-mail	電話番号	講習免除(*4)	備考(*5)
1	工学 一郎	助教	*****@****.****.jp	7891（内線）	○	ok
2	応物 花子	D1	*****@****.****.jp	090-1234-5678		
3	応物 次郎	M2	*****@****.****.jp	7890（内線）		
4						
5			大学アドレスまたは連絡のつくアドレス			
6						
7						
8						
9	講習免除希望者がいる場合に記載					
10						
講習免除理由：			○○研究室にて、同じ装置を用いて研究をしていました。（工学一郎）			

\*1 利用責任者は学内関係者の場合准教授以上の教員、企業の場合管理職とします。

\*2 利用する装置を1つだけ記入してください

\*3 センターにて講習会の出席状況を番号欄に記入（出席：○ 欠席：× 免除：△）

\*4 講習免除を希望する場合に○を記入するとともに講習免除理由欄にその理由を記載

\*5 センター記入欄（講習免除可否、その他）

\*6 センター記入欄

裏面に記載の注意事項を必ず読んでおいてください

フォトニクスセンター記入欄			
審査日	/ /	承認者サイン	承認します / 却下します

講習者記入欄			
講習日	/ /	講習者サイン	

特記事項 (*6)	
-----------	--

## 注意事項

### 申請書記入上の注意

- 1 必ず、研究室または会社単位で年度ごとに申請を行なってください。
- 2 申請書は装置ごとに提出をお願いします。  
1枚の申請書で複数の装置の利用申請を行なうことはできません。
- 3 以下のような場合、審査の上、講習免除となることがあります。
  - ・過去に利用申請を行ない、該当装置を継続して利用している場合。
  - ・過去に他の施設などで同装置の利用経験がある等の場合。
- 4 利用責任者は学内関係者の場合准教授以上の教員、企業の場合管理職とします。
- 5 申込期間外の申請は受け付けません。

## フォトニクスセンター共用装置利用に関する注意事項

### 1. 講習会について

- ・ 装置利用には原則として利用講習会を受講する必要があります。
- ・ 講習会を欠席した場合は、次回開催の講習会に御参加ください。講習会は春期と秋期に開催予定です。
- ・ 原則として補講は行いません。遅刻、欠席などなきようお願いいたします。
- ・ ソフトウェアのみの場合は、e ラーニングやチュートリアルをもって講習に代えさせていただきます場合があります。

### 2. 装置使用時の注意事項

- ・ 装置利用に際しては、予約が必要です。フォトニクスセンターホームページ ([www.parc.osaka-u.ac.jp/](http://www.parc.osaka-u.ac.jp/)) より予約を行ってください。
- ・ 使用後は利用簿に必要事項を御記入ください。
- ・ 実験室内は飲食禁止です。飲食物の持ち込みも禁止です。
- ・ クリーンルームでは防塵服、マスク、ゴム手袋等の着用をお願いします  
また、クリーンルーム内での下記行為は禁止です。  
クリーンペーパー以外の紙類（アルミホイルの芯、箱類含む）、布類、の持ち込み  
シャープペンシル、鉛筆等の筆記具の使用（インク方式の筆記具は可）
- ・ 装置のある場所へ入室可能なカードキーを所持していない場合は別途、発行申請を行ってください。
- ・ 各自が使用した実験廃液、廃棄物は各自でお持ち帰り下さい。（特殊な事情がある場合には事前に技術職員までご相談下さい）
- ・ 以下の場合は、利用許可を取り消すことがあります。  
故意に装置を破損させた  
講習免除対象ではない者が講習を受講せずに装置を利用した  
頻繁に装置の利用予約を行うが、実際には装置を使用していない  
規定時間外に装置を利用した  
利用簿に虚偽を記入していた  
その他、禁止行為を行った場合

### 3. 利用料について

- ・ 装置利用料は、前年度の経費、利用実績から負担率 50%として算出しております（残り 50%はフォトニクスセンターが負担）。そのため、年度ごとに金額の改定を行います。
- ・ 利用料は利用簿に記載された利用実績より算出します。

## フォトニクスセンター共用装置 消耗品費徴収について

### 1. 対象

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項  
別表 1 参照

### 2. 金額

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項  
別表 1 参照

### 3. 請求の流れ

四半期毎に利用簿に記載された利用実績を集計し、下表のとおり請求手続きを行う。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	1	1	1	2	3	4	5	6
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	0	1	2	月	月	月	月	月	月
1. 実験装置の利用	※ 1	④			①			②			③			④			2		
2. 利用実績報告書の確認	※	4月上旬			7月上旬			10月上旬			1月上旬			4月上旬			7月上旬		
3. 請求書の送付	2	4月中旬			7月中旬			10月中旬			1月中旬			4月中旬			7月中旬		

※1 装置の利用は、実施要項に従って随時可能。

※2 四半期毎の月末締め(6月末、9月末、12月末)で利用実績を取りまとめ、翌月上旬に請求を行う。見込みでの請求は行わない。

### 4. 支払いについて

財源の制限なし。

第 4 四半期のみ各月での請求を希望する場合は対応可。

## フォトニクスセンター共用装置 利用料徴収について

### 1. 対象

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項別表 2 参照

### 2. 金額

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンターにおける装置利用実施要項別表 2 参照

### 3. 請求の流れ

<装置グループの場合>

各研究室、装置利用申請毎に集計し請求を行う。

<装置毎の場合>

四半期毎に利用簿に記載された利用実績を集計し、下表のとおり請求を行う。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1. 実験装置の利用	※1	④			①			②			③			④			2		
2. 利用実績報告書の確認	※	4月上旬			7月上旬			10月上旬			1月上旬			4月上旬			7月上旬		
3. 請求書の送付	2	4月中旬			7月中旬			10月中旬			1月中旬			4月中旬			7月中旬		

※1 装置の利用は、実施要項に従って随時可能。

※2 四半期毎の月末締め(6月末、9月末、12月末)で利用実績を取りまとめ、翌月上旬に請求を行う。見込みでの請求は行わない。

### 4. 支払いについて

財源の制限なし。

装置毎による請求の場合、第4四半期のみ各月での請求を希望する場合は対応可。

## フォトニクスセンター共用装置利用料支払金額例

### A 研究室の場合

利用装置：光学系設計ソフト、共焦点レーザー顕微鏡、紫外可視近赤外分光光度計、  
顕微 FT-IR、SEM-EDX

<装置グループ 年間利用料>

設計(12,000 円)+光学測定(30,000 円)+分析(10,000 円)=52,000 円

研究室年間支払金額 52,000 円

### B 研究室の場合

利用装置：3D プリンター、走査型プローブ顕微鏡、共焦点レーザー顕微鏡、  
デジタルマイクロスコープ

<装置グループ 年間利用料>

対象装置：走査型プローブ顕微鏡、共焦点レーザー顕微鏡、デジタルマイクロスコープ

表面評価(35,000 円)+光学測定(30,000 円)=65,000 円

<装置別 利用料>

対象装置：3D プリンター

第 1 四半期利用時間：10 時間 (27,000 円)

第 2 四半期利用時間：20 時間 (54,000 円)

第 3 四半期利用時間：30 時間 (81,000 円)

第 4 四半期利用時間：20 時間 (54,000 円)

合計 216,000 円

装置グループ 年間利用料(65,000)+装置別 利用料(216,000 円)

=研究室年間支払金額 281,000 円

※ 3D プリンター利用の場合は、別途、消耗品費が発生します。